

池田事務局長 一年を振り返る



No.347

2020.12.21

【発行】
国土交通省管理職
ユニオン

東京都千代田区霞ヶ
関2-1-2 中央合同
庁舎2号館
03-3509-1138
k-union@alpha.oc
n.ne.jp
http://www.k-uni
on.network/

年末特集号

コロナ禍に負けない。新しい生活様式に応じた活動で、職場の声を基本に要求実現を！

「コロナ禍によって生活の形も変化した今年、管理職ユニオンは、職場内外の声に耳を傾け、活動を行っています。大会から半年、池田事務局長が運動について、1年を振り返りました。」

コロナ禍で職場は不安と不満の渦に！

今年1年を振り返り印象的な出来事は、なんとも言っても新型コロナウイルス感染症拡大です。12月1日に決定した「新語・流行語大賞」でも「3密」が大賞に、トップテンには「アパノマस्क」「アマビエ」「G.O.T.」「キャンペーン」を選出するなど、コロナ禍関係が多数選ばれています。

政府は4月7日、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県を対象地域として緊急事態宣言を発令しました。ユニオンは、4月16日「新型コロナウイルス感染症対応に関する緊急要求書」を本省当局へ提出しました。要求書を提出した16日夜、政府は緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大

させました。さちんとした準備や職員への周知が行われないうまま、4月上旬からは全国の職場で在宅勤務、テレワーク、時差出勤等を取り組んだことから、管理職も一般職員にも不安や不満が広がりました。

5月には緊急事態宣言解除、6月19日には移動制限解除となりましたが、7月中旬から8月上旬に全国の感染者1500人超えの第2波、11月中旬からは連日2500人を超える第3波を迎えています。

こうしたなかで、管理職ユニオンの活動にも大きな影響が生じました。第23回定期全国大会は5月末に愛知県豊橋市での開催予定が無期延期を余儀

初の書面討議や活動に影響

初めまして、管理職ユニオンの活動にも大きな影響が生じました。第23回定期全国大会は5月末に愛知県豊橋市での開催予定が無期延期を余儀

なくされました。大会に代わる書面による議案討議では、コロナ禍への対応や在宅勤務、テレワーク、働き方改革など意見や提案が数多く寄せられました。7月には第1回中央執行委員会を東京都内で予定していましたが、第2波で中止、代わりに9月5、6日に東西ブロックに分けて開催しました。さらに、11月には初めて役員が一堂に会する第1回委員長・中央執行委員会合同会議を開催しました。もちろん、離隔の確保や1時間毎の換気など十分な対策を行っての実施でした。

会議ではコロナ禍の中、職場の状況、発注業務やヒアリングなど負担軽減の有無、在宅勤務の状況や問題点、テレワーク機器の普及状況、育児・介護・通勤困難に対する在宅勤務やテレワークの拡大、今後ユニオンとしてどう取り組むかについて議論しました。さらに、9、11、12月に取り組んだ第12回管理職員等アンケートでコロナ対策や在宅勤務の設問で職場での感染対策状況や要求を把握し、当局への要求に反映し、折衝や官房長交渉等での追及、機関紙宣伝を行っていきます。

この機関紙が配布される頃には「令和3年度機構・定員等の審査結果」が示されていると思います。12月上旬の折衝では増員の継続、配布された定員を有効利用し「一人出張所」「空席ポスト」を解消するよう追及しています。

今年も各地で災害対応が行われました。「令和2年

度機構・定員等の審査結果」では、国交省全体で187名、地方整備局は101名の増員が示されました。ユニオンは、2001年の省庁再編以来初、国家公務員定員削減計画の1967年以来初であり、これまで地方整備局の人員は減る一方から増勢に転じる画期的な成果と評価し、令和3年度以降も地方整備局の増員を継続することと国土地理院の増員を求めています。

整備局定員、純増へ転換

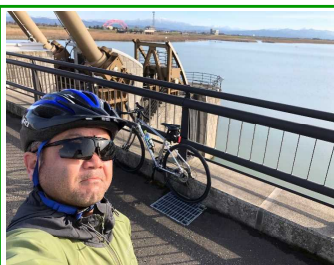
昨年12月の「令和2年

7月豪雨」では中部地整において、管内の主任監督員以上の職員による4パーティーのシフト制による復旧作業で通行止め0号接近では本省指示により災害対策用機械を被災予想地域の近くに配備する「前進待機」が初めて行われました。

これまでに無い対応であることから、職員への負担、移動・待機・宿泊場所等口システックの状況、意思疎通や判断がきちんと出来るかなど検証していく必要があります。

さらに、国民の生活や生命を守る仲間である災害協定業者や維持業者の労働者のモチベーションや労働条件にも監督者の立場で充分配慮していかなければなりません。

コロナ禍により、対面での会議や職場懇談会、飲みニケーションも困難という不自由な状況ではありますが、役員や組合員、職場内外の声に耳を傾け、工夫した活動を行っています。引き続き皆様のご理解・ご協力をお願いします。事務局長 池田義一



日本一の大河、信濃川の洪水を日本海へ流す「大河津可動堰（新潟県燕市）」で休日に自撮り。日本最大級のゲート幅40m、油圧式ラジアルゲート6門です。私の課ではゲート設備の点検・修繕を担当しています。（池田事務局長：北陸 信濃川河川事務所）



2020年 ユニオン重大ニュース

2020年の年末を迎え、新型コロナウイルスに翻弄された1年でしたが、主な出来事を振り返ってみました。



**新型コロナウイルス
感染により生活も活
動も新しいスタイルへ**

2020年 主な出来事

- 2月・官房長交渉が行われる
- 3月・国家公務員定年65歳へ引き上げの閣議決定される。(国会で5月に廃案となる)
- 4月・中部、九州で新たに2年目フルタイム再任用が実現する。
・新型コロナウイルス感染急増、緊急事態宣言発令、職場は在宅勤務など新しい生活様式へ。
- 6月・第23回定期全国大会は書面討議で開催する。小原新委員長をはじめ新しい体制がスタートする。
・人事院規則10-16(パワー・ハラスメント)が施行される。
- 7月・7月豪雨により中部、九州などで甚大な被害が発生した。TEC-FORCEは延べ10,606名が派遣される。
- 9月・7月豪雨被害を受け、九州地方整備局八代河川国道事務所「八代復興出張所」が設置される。
・次年度組織定員要求で昨年に続き純増要求が明らかになる
- 10月・一時金0.05月切り下げ等の人事院勧告が出される。(国会で11月に可決される)
・官房長会見、人事院会見、内閣人事局交渉が行われる
- 11月・大会以降、はじめて一同に集まって、委員長・中央執行委員合同会議を大阪で開催する。
・体制拡充を求め3単組合同の国会議員要請が行われる
- 12月・2年に1回の管理職員等アンケートを実施し、1,300名以上を集約する。

新型コロナウイルスの感染者急増を受け、4月7日、東京など7都府県を対象に緊急事態宣言が発令され、16日には全国に拡大しました。身体的距離の確保やマスク着用といった「新しい生活様式」や在宅勤務などの感染防止策が呼びかけられました。宣言は5月25日に全面解除されましたが、その後も各地でクラスターが発生し、国内の感染者は10月に10万人を突破。11月には、7月から始まった「Go To キャンペーン」の運用も見直される状況になりました。

生活様式や仕事の内容も変わる中、ユニオンの活動も定期大会や各種会議の書面討議、延期などの対応となりましたが、2年に1回の取り組みである管理職員等アンケートを1300名以上集約することができました。



**国民の安全・安心を
確保するため、防災
官庁の純増転換を!**

2019年台風19号により甚大な被害を受けたことを契機に東北地方整備局「宮城南部復興事務所」、関東地方整備局「久慈川緊急対策河川事務所」などの新組織が4月に設置されました。さらに、2020年7月豪雨により、九州や中部地方で甚大な被害が発生し、災害体制の強化のため、九州地方整備局八代河川国道事務所「八代復興出張所」が9月に設置されました。これら新組織は、地域・住民にとって早期復旧を望む声にこたえるものですが、最先端で奮闘している職員に健康が保たれて成し得るもので、災害復旧現場の過酷な環境改善が必要とされています。

また、2020年国土交通省定員が2001年省庁再編以来、101名の増員が実現しましたが、ここ数年連続している豪雨や地震災害に対する緊急災害対策の強化はもとより、国土強靱化の取り組みの加速化のためには、事務所・出張所の体制強化が必要です。



どうなる定年延長問題

政府は国家公務員の定年延長関連法案を3月に国会提出し閣議決定しましたが、国民から強い反対を受けた検察庁法改正案とともに5月に廃案となりました。しかしながら、10月7日の人事院勧告では、「定年を段階的に65歳に引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請」となっており、年金制度の見直しも含め雇用と年金の接続を図る必要があります。

**人事院勧告、0.05
ヶ月ボーナスカット!**

フルタイム再任用は、2019年度に全地方整備局・国土地理院で実現し、2年目のフルタイムも実現しています。2020年度は、中部、九州で新たに2年目のフルタイム再任用を勝ち取っています。また、フルタイム再任用の定員については、別枠として、昨年度に引き続き、2020年度も別枠定員を勝ち取り、昨年度の6から27と大きく増やしました。

再任用の処遇は毎年改善

赴任旅費の改善が実現

「引越貧乏問題」を本省、人事院、財務省に指摘し改善を求めてきた結果、引越代(赴任旅費)の実費精算が2020年4月からできるようになりました。近年の引越代の高騰による職員の自己負担を軽減するため、実費支給するものですが、3社見積り、実費支給減、複雑な手続きなど課題が残っています。



パワーハラ撲滅

6月1日に人事院規則10-16(パワー・ハラスメントの防止等)が施行されました。規則に定義や対応が明記されましたが、全ての職員に対し周知徹底をはかる必要があります。

